

鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和5年12月22日

鳥取市長 深澤 義彦

### 鳥取市条例第35号

#### 鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条 例

(鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例(平成16年鳥取市条例第  
25号)の一部を次のように改正する。

別表福園、畑、菴谷の項の次に次のように加える。

鹿野	7
----	---

(鳥取市特別会計条例の一部改正)

第2条 鳥取市特別会計条例(昭和39年鳥取市条例第24号)の一部を次のように  
改正する。

第1条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第14号までを1  
号ずつ繰り上げる。

(鳥取市財産区基金条例の一部改正)

第3条 鳥取市財産区基金条例(平成17年鳥取市条例第7号)の一部を次のように  
改正する。

第1条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 鳥取市鹿野町鹿野財産区基金

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。